

○北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例 施行規則

制 定 平成19年3月1日規則第5号
最近改正 平成31年3月28日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第4号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間)

第2条 条例第2条に規定する1週間当たりの勤務時間は、38時間45分とする。

(勤務時間の割振り)

第3条 条例第3条第2項の規定により割り振る1日の勤務時間は午前8時45分から午後5時30分までの間の7時間45分とする。

(休憩時間)

第4条 条例第4条に規定する休憩時間は、正午から午後1時までとする。

(時間外勤務を命ずる時間及び月数の上限)

第5条 任命権者は、職員に時間外勤務（条例第6条第1項の規定に基づき命ぜられて行う勤務をいう。以下同じ。）を命ずる場合には、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間及び月数の範囲内で必要最小限の時間外勤務を命ずるものとする。

- (1) 次号に規定する部署以外の部署に勤務する職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める時間及び月数（アにあっては、時間）
 - ア イに掲げる職員以外の職員 次の⑦及び⑧に定める時間
 - ⑦ 1か月において時間外勤務を命ずる時間について45時間
 - ⑧ 1年において時間外勤務を命ずる時間について360時間
 - イ 1年において勤務する部署が次号に規定する部署からこの号に規定する部署となった職員 次の⑦及び⑧に定める時間及び月数
 - ⑦ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ⑧ ア及び次号（イを除く。）に規定する時間及び月数並びに職員の健康及び福祉を考慮して、広域連合長が定める期間において広域連合長が定める時間及び月数
 - (2) 他律的業務（業務量、業務の実施時期その他の業務の遂行に関する事項を自ら決定することが困難な業務をいう。）の比重が高い部署として任命権者が指定するものに勤務する職員 次のアからエまでに定める時間及び月数
 - ア 1か月において時間外勤務を命ずる時間について100時間未満
 - イ 1年において時間外勤務を命ずる時間について720時間
 - ウ 1か月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1か月、2か月、3か月、4か月及び5か月の期間を加えたそれぞれの期間において時間外勤務を命ずる時間の1か月当たりの平均時間について80時間
 - エ 1年のうち1か月において45時間を超えて時間外勤務を命ずる月数について6か月
- 2 任命権者が、特例業務（業務に重大な影響を及ぼす制度改正等への対処その他の重要な業務であって特に緊急に処理することを要するものと任命権者が認めるものをいう。以下同じ。）に従事する職員に対し、前項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合については、同項（当該超えることとなる時間又は月数に係る部分に限る。）の規定は、適用しない。広域連合長が定める期間において特例業務に従事していた職員に対し、同項各号に規定する時間又は月数を超えて時間外勤務を命ずる必要がある場合として広域連合長が定める場合も、同様とする。
- 3 任命権者は、前項の規定により、第1項各号に規定する時間又は月数を超えて職員に時間外勤務を命ずる場合には、当該超えた部分の時間外勤務を必要最小限のものとし、かつ、当該職員の健康の確保に最大限の配慮をするとともに、当該時間外勤務を命じた日が属する当該時間又は月数の算

定に係る1年の末日から起算して6か月以内に、当該時間外勤務に係る要因の整理、分析及び検証を行わなければならない。

- 4 前3項に定めるもののほか、職員に時間外勤務を命ずる場合における時間及び月数の上限に関し必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平20. 4. 1規則7）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平21. 9. 1規則5）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平31. 3. 28規則3）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成31年8月31日までの間におけるこの規則による改正後の北海道後期高齢者医療広域連合職員の勤務時間、休暇等に関する条例施行規則第5条第1項第2号（ウに係る部分に限る。）の規定の適用については、同号ウ中「5か月の期間」とあるのは、「5か月の期間（平成31年4月以後の期間に限る。）」とする。